参考資料　医療的ケア児 就学ロードマップ （医療的ケア児の早期把握及び早期対応のための各関係者の役割と連携図）

島根県教育庁特別支援教育課（令和7年3月3日）

所属する園（所）等で把握が必要な情報及び検討事項	年少・年中（就学年度の2年前）	年　長（就学年度の1年前）	就学後
	□ 基礎疾患名及び健康状態 □ ケアの内容及び実施状況 □ 医療等関係機関との繋がり □ 日常生活動作・介助内容 等	□ 現在の健康状態に伴うケアの内容及びその実施状況（ケアの頻度、要する時間等） □ 看護師配置の検討 □ 通学方法の検討（看護師配置含む） □ 就学予定先の学校への教育相談 等	□ 健康な状態の維持、管理 □ 保護者・主治医・学校医等との連携 □ 校内での安全・安心な実施体制整備 □ 学びの充実（各教科・自立活動等） 等

関係機関	主な役割（すること）	6月　8月　10月　12月　1月　3月　入学（転学）
市町村教育委員会	□実施体制ガイドライン策定 □未就学医ケア児に関する情報収集 □県教育委員会（特支課）を通じて就学の可能性がある特別支援学校へ情報共有 □就学先の検討・決定	情報収集 ・ 就学先の検討 就学の可能性がある学校との情報共有 □ 医療的ケア児の把握、学齢簿作成 □ 看護職員配置の予算要求 **就学先の決定** ※特別支援学校の場合（～12月末） ※小学校の場合（～1月末） 学校教育法施行令第5条
特別支援学校（小・中学校等）	□*1 教育相談対応 （窓口：管理職、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等） □*2 所管する教育委員会（市町村・県）へ情報提供 □校内での情報共有 □就学を想定した校内体制の検討、情報収集	就学を想定した校内体制の検討 就学を想定した教育相談の実施 □ 学校見学・体験・スケジュール検討 ・保護者の付き添いの要不要/期間 ・登下校時刻、給食 等 □ 看護職員配置の検討、要望 就学に向けた校内体制の検討 □ 医療的ケアに関する対応整理 □ 実施に向けた手続の確認 □ 緊急時の対応の確認 □ 学校看護師の研修計画 等 ※学校医との十分な情報共有、相談による。 （医ケア決定通知） 医療的ケアの実施 □ 個別の教育支援計画・指導計画作成 □ 各種医療的ケアの対応整理 □ 各種手続（追加・変更・終了） □ 校内支援会議等の計画・実施 □ 研修機会の設定 □ 校外における医療的ケアの検討・実施 □ 緊急時・発災時の対応訓練等 □ 保護者の付添いへの対応 等
保護者（地域の支援者）	□本人/保護者の願い整理 □関係機関への情報提供	・学校見学・体験・教育相談等への参加 ・就学予定先の学校との面談（就学を想定したスケジュール説明等） ▸ 保護者面談 ・医療的ケア手続きの確認・依頼 ・引継ぎのための付添い期間の検討 ・支援内容の確認 ・緊急時対応の確認 等 （承諾書） ▸ 引継ぎ ・医療的ケアの内容ごとの手技 ・本人の様子、状況に応じた対応確認 等 ▸ 家庭の様子等の情報提供 ・当日の健康状態の把握及び連絡 ・医療的ケアに必要な医療機器・器具等の用意や管理 等

おおよそ2年前から

関係機関との連携は、保護者の同意の下で適切に行う必要があります

【該当児に関する情報収集】
・福祉事業所との連携
・主治医との連携（実施手続等の説明、手技に関する情報収集等）
・人工呼吸器等に関する研修 等
※長期休業日等を利用し、学校看護師も情報収集に参加できるようエ夫するとよい。

医療機関	
県医療的ケア児支援センター（島根大学医学部附属病院内）	□ 医療的ケア児とその家族及び支援者からの相談対応 □ **本人・保護者の同意に基づく医療・保健・福祉・教育機関等と連携した支援・情報共有** （*3 MSW、*4 保健師、福祉担当、相談支援専門員、教育委員会事務局指導主事等） □ 家族及び支援者等に対する情報提供・各種研修等の企画・実施

※医療機関が把握している医療的ケア児に関する情報（就学に係る内容）

県教育委員会（特別支援教育課）	□就学に関する相談・助言 □県立学校のガイドラインに基づく対応 □市町村教育委員会の医療的ケア実施体制や研修等への助言 □他都道府県教委との連携	情報収集 ・ 就学に関する相談 助言 □ 看護師配置の予算要求 □ 医療的ケア実施手続に関する確認・指導・助言 **就学先の通知** ※特別支援学校の場合（～1月末）

【留意事項】
*1 就学が想定される学校は、所管の教育委員会と連携し、就学先の決定までは教育相談の一環として、保護者や関係機関等からの情報収集等に努めること。
*2 住所地と異なる市町村の医療機関に入院（入所）しているケースや退院後の在宅ケース、県外からの転居に伴うケース等は、市町村が学校での医療的ケア該当かどうかの把握が遅れてしまうことが懸念される。このようなケースでは、市町村教育委員会が就学に関する情報を適切に把握できるよう、所管する教育委員会と情報共有を行うこと。
*3 医療ソーシャルワーカー等の専門職は、未就学医ケア児に関する情報収集に努めるとともに、医療的ケア児支援センターを通して県教育委員会（特別支援教育課）と情報共有を行うこと。
*4 保健所保健師、市町村保健師（福祉担当）等は、在宅の医療的ケア児の把握や災害時の個別避難計画の作成、地域の相談支援に関する保護者への情報提供、市町村教育委員会等への接続を行うこと。